

新型コロナウイルス感染症における  
入院給付金請求に必要な書類について（2022年9月26日以降診断）

平素は格別のご支援ご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、および関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方の給付金請求に関して、以下のとおりご案内いたします。

なお、今後も法改正等やその他社会情勢に鑑み、取扱いを変更する場合があります。その際は改めてご案内いたしますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

記

1. 入院給付金のお支払い対象 <対象となる保険商品：医療保険センチュリー、医療扶助保険>

- 医療機関に入院された場合
- 以下の「重症化リスクの高い方」が、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設に入所もしくは自宅等にて医師の管理下において療養された場合

【重症化リスクの高い方】	
① 65歳以上の方	
② 入院を要する方	
③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方	
④ 妊娠されている方	

<参考>新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

ケース		陽性判明日（診断日）	
		9月25日まで	9月26日以降
入院された場合		○ お支払い対象	○ お支払い対象
宿泊・自宅療養された場合 (みなし入院)	【重症化リスクの高い方】	○ お支払い対象	○ お支払い対象
	上記以外の方	○ お支払い対象	× お支払い対象外

※「みなし入院」については2022年9月14日付のお知らせ「新型コロナウイルス感染症「みなし入院」の取扱いについて」をご覧ください。

## 2. 入院給付金の給付対象となる期間

<b>【開始日（いずれか早い日）】</b> ・医療機関への入院開始日 ・PCR検査等で陽性と診断された日	<b>【終了日（いずれか遅い日）】</b> ・医療機関からの退院日 ・保健所等の指示するホテル療養終了日 ・保健所・自治体が療養の指示を解除した日
--	--

【宿泊・自宅療養の場合のイメージ図】



- 陽性と診断された日から厚生労働省等の定める解除基準に該当した日（保健所等から通知された解除日）が対象期間となります。
- 「PCR検査等で陽性と診断された日」の前は入院給付金の対象となりません。
- 「厚生労働省等の定める解除基準に該当した日（保健所等から通知された解除日）」の後には入院給付金の対象となりません。

## 3. 入院給付金のご請求に必要な添付書類（当会所定の請求書と合わせてご提出ください）

### 【入院された場合】

（医療機関から発行される書類の例）入院・治療証明書、退院証明書、領収書、診療明細書 など

### 【宿泊・自宅療養された場合（みなし入院）】

療養期間が **7日以内** の場合 ※8日以上の場合は療養期間が確認できる書類が必要となります。

#### ① 「My HER-SYS（マイハーシス）」療養証明（印刷）

My HER-SYS で氏名、生年月日、傷病名、診断年月日などが記載された画面を印刷したもの

または、以下②と③の書類の組合せ

#### ② 医師により新型コロナウイルス感染症と診断されたことが確認できる書類

①被保険者氏名、②診断名「新型コロナウイルス感染症」、③医師による診断年月日の3項目がわかる書類の組合せ

- 例）・医療機関発行の「診療明細書（新型コロナウイルス感染症の治療とわかるもの）」  
 ・「PCR検査・抗原検査の陽性結果（市販の検査キットを除く）」  
 ・「県・保健所等からの陽性診断確定メール」など



#### ③ 重症化リスクが高いことが確認できる書類

65歳以上の方	不要（①または②の書類のみ）※当会で年齢を確認いたします
入院を要する方	領収書、診療明細書、退院証明書など
重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方	新型コロナの治療が確認できる診療明細書、処方箋、服用薬剤説明書など
妊娠されている方	母子手帳など ※氏名、交付日が確認できるもの

以上